

# しんぷう 神風だより

第3号 令和4年5月(不定期発行)

発行：白戸社会保険労務士事務所  
〒270-2214 松戸市松飛台90番地の13  
Tel:090-9752-7644 FAX:047-385-6129  
https://shirato-sr.com  
編集：代表 白戸孝行

～ 混乱の時代、お見舞い申し上げます ～

大変ご無沙汰しておりますが、皆様お元気で過ごしてでしょうか。長引くコロナ渦にロシアのウクライナ侵攻が相まって世界的に経済・安全保障の混乱期に突入し、私たちの生活様式等も大きく変化しました。この様中でも着実に業績を伸ばしている企業があるのも事実でして、全くもって羨ましい限りです。先日のニュースでアメリカの小麦農家が、品不足・高値売買の影響により「Big chance!」と一瞬喜んだものの、ロシアから輸入していた肥料が全く入らず、栽培できなくなってしまったとか…これからのキーワードは自給自足？

さて、本号では前回引き続き、昨今の労働・社会保険関連法令の改正の状況及び被保険者の方々にとって影響の大きい内容をご紹介します。

## 新型コロナウイルス感染拡大に関連する緊急措置の延長

- ① 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(対象期間～R4・2022年6月30日)  
事業主の指示による休業中に賃金を受けられなかった労働者への支援…休業前賃金日額の8割
- ② 雇用調整助成金の特例措置の延長・拡大(対象期間～R4・2022年6月30日)  
従業員の休業補償負担に対する事業主への支援  
緊急事態宣言等対象区域における営業時間短縮等の要請に協力する企業への助成率の引き上げ  
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主、生産指標要件の緩和、休業規模要件の緩和等  
特例措置等は引き続き延長されてはおりますが、これらの経済対策は有限です。今後は制度設計等の見直しが図られるものと考えられます。コロナ共存社会を見据え、企業体質の変換がもためられる時です。

## 労働関連法令編

- (R4・2022年4月～) パワハラ防止措置の義務化(就業規則への規定、相談窓口の設置等)(中小企業)  
(R5・2023年4月～) 割増賃金率の猶予措置の廃止(月60時間超部分を50%以上)(中小企業)

## 社会保険関連法令編

- (R4・2022年4月～) 65歳以上の被保険者への在職時改定の導入(退職時→年1回)  
60～65歳の在職老齢年金の支給停止基準額の引き上げ(28万円→47万円)  
育児休業等に関する事業主の措置義務(相談窓口の設置、個別の意向確認等)
- (R4・2022年10月～) 出生時育児休業制度(産後パパ育休)の新設、社会保険料免除対象の見直し  
短時間労働者への社会保険適用の拡大(従業員101人以上)
- 従来の常勤者の勤務時間・日数の3/4以上基準に加え、週20時間以上・賃金月額8.8万円以上の労働者も被保険者となります。また、従業員100人以下の企業でも、労使協定・届出により、任意適用事業所となることが可能です。(R6・2024年からは従業員51人以上の事業所が対象となる予定)
- 当事者にとっては、税法上の配偶者控除枠(103万円)、健保上の被扶養者基準(130万円)等、当面の損益を考慮することでしょう。しかし、働いた分だけ将来年金が多く貰えるのが厚生年金の最大のメリットです。また、働き方改革の一環として、高年齢者の就労意欲の向上や育児休業の取得促進(夫婦複数回交替での育休取得等)に関わる法改正も着実に進められております。コロナ渦による生活様式の変化と合わせてワーク・ライフ・バランスも真剣に見直す時代になりました。

## 歴史に学ぶ! 「山本五十六 続編」

「やって見せ 言って聞かせて させてみせ 褒めてやらねば 人は動かじ」創刊号で紹介しました旧日本海軍連合艦隊司令長官山本五十六の言で、多くの方は既にご存じかと思うくらい有名ですが、実はこれには続きがあるのです。「話し合い 耳を傾け 承認し 任せてやらねば 人は育たず」「やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず」いかがでしょうか? これをご存じの方はかなりのマニアです。人を動かすにはまず自分から、相手を認めて任せる、相手を信頼することが大切だと。仕事のやり方には色々あり、分に応じたやり方を見つけることが重要です。自分の価値観を部下に押し付けても上手くいきません。部下の仕事を細かくチェックしたり、口出ししたり、仕事を上げたりしてませんか? 放任と信任は異なります。人の育成には時間と忍耐が必要です。以上

～ 編集後記 ～

ご一読ありがとうございました。なお、ご質問やご相談、今後取り上げてもらいたい話題等がございましたら是非お知らせ下さいませ。ご要望にお応えできるよう努力いたします。今後ともよろしく願いいたします。